

## 相続税対策の切り札！ 贈与徹底活用（統計資料）

（その1）

今回から、シリーズで相続税対策の切り札「贈与徹底活用」について解説することとします。第一回は贈与に関する統計資料から検証する贈与活用のポイントです。

国税庁が公表した平成28年分の贈与税の申告状況は、以下のとおりです。

### 【贈与税の課税状況：直近3年分】

区分	暦年課税分			相続時精算課税分		
	人員 (人)	取得財産価額 (百万円)	納付税額 (百万円)	人員 (人)	取得財産価額 (百万円)	納付税額 (百万円)
平成26年分	388,806	1,551,427	263,044	50,006	608,930	22,121
平成27年分	403,683	1,495,044	218,861	49,967	607,715	24,335
平成28年分	388,106	1,395,371	195,493	45,352	609,000	32,755

### 【平成28年における贈与税の種類別取得財産価額】

	暦年贈与課税分		相続時精算課税分	
	金額（：億円）	割合（：％）	金額（：億円）	割合（：％）
土地	2,729	19.6	2,216	36.4
現金・預貯金等	6,295	45.1	1,653	27.2
有価証券	3,515	25.2	1,714	28.2
家屋・構築物	592	4.2	395	6.5
その他	821	5.9	102	1.7
合計	13,952	100.0	6,080	100.0

相続税負担の軽減効果も期待できる暦年贈与による贈与税の負担割合（贈与税の納付税額 ÷ 取得財産価額）は約14.0%で、相続税の最低税率である10%を少し上回る程度の贈与税負担で贈与（特例贈与の場合、520万円の贈与で52万円の贈与税）が実行されているものと推定されます。また、将来相続税が課税される可能性が高い者が、相続時に過去の贈与財産をすべて相続財産に加算して計算を行う相続時精算課税ではなく、相続税の軽減対策として効果のある暦年贈与による贈与が圧倒的に多く選択されています。

また、直近2年分の「教育資金の非課税制度」と、「結婚・子育て資金の非課税制度」の状況は以下のとおりです。

### 教育資金の非課税制度の状況

	非課税拠出額		管理契約終了	
	人員	金額	人員	金額
平成27年	85,587人	519,600百万円	586人	2,106百万円
平成28年	43,716人	250,551百万円	1,413人	6,604百万円

### 結婚・子育て資金の非課税制度の状況

	非課税拠出額		管理契約終了	
	人員	金額	人員	金額
平成27年	3,374人	8,908百万円	9人	21百万円
平成28年	2,415人	6,321百万円	84人	152百万円

教育資金の非課税制度は、贈与者が死亡した時に管理契約が終了（受贈者が30歳に達したことなど）していなかったら贈与された教育資金の使い残しがあっても相続財産に加算されないこととされています。一方、結婚・子育て資金の非課税制度では、贈与者死亡時の管理残額は、贈与者から相続等により取得したものとみなされます。そのため、相続開始直前に贈与しても相続税の軽減効果は期待できません。それらのことから、同様の非課税制度であってもこれほど利用件数の差が生じています。

（文責：山本和義）